

USTR、中国知的財産問題に関する通商法第 301 条報告書の改訂版を公表

2018 年 11 月 26 日
JETRO NY 知的財産部
柳澤、笠原

米国通商代表 (USTR) は 11 月 20 日、米国政府が取組みを強化している中国の技術移転・知的財産問題に対する監視・執行活動の一環として、中国の技術移転・知的財産・イノベーションに関する法令、政策及び慣行についての通商法第 301 条に基づく調査報告書 (2018 年 3 月公表) の改訂版¹を公表した。

改訂版では、「I. 総論」にて中国は行動や政策を改めていない旨を指摘したうえで、3 月の調査報告書で指摘事項としていた「II. 中国による知的財産情報等のサイバー窃盗」、「III. 中国による米国企業に対する不公平な技術移転」、「IV. 中国による差別的なライセンス規制」、「V. 中国による米国での投資」(企業買収) のそれぞれについて、状況のアップデートを行っている。

USTR のライトハイザー代表はプレスリリース²において、「この改訂により、中国は、根本的に、3 月の調査報告書で特定した不公正で不合理で市場歪曲的な慣行を変えていないことが明らかになった」としている。

概要は以下のとおり。

I. 総論

中国は、2018 年 3 月の 301 条報告書での指摘、及び米国との度重なる会談にもかかわらず、行動や政策を改めておらず、むしろ、更なる不合理な行為を行っている」と指摘。

II. 中国による知的財産情報等のサイバー窃盗

中国は米国の商用コンピュータネットワークへの不正侵入を継続しており、これによって中国政府は、技術情報、トレードシークレット、ビジネス上の機密情報などの不当に取得している旨を指摘。

また、中国のサイバースパイグループ APT10 によるサイバー攻撃事例や、航空宇宙産業と半導体産業における知的財産のサイバー窃盗摘発事例などを報告。

¹<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/301%20Report%20Update.pdf>